
目安箱への投稿

■ 日付：2020/7/27

■ 件名：工事完成調書について

■ ご意見・お問い合わせ

土木工事書類作成マニュアル（R2.3）では、工事完成調書が削除されております。削除に至った理由を教えてください。

また、削除になっているにも関わらず、ある事務所では、発注者（現場技術員）が作成するよう通知されたそうです。

受注者が作成しなくても発注者が作成していれば、いつまで経っても書類が削減されません。内容確認の協力をする事になり、以前より手間が増えます。頼まれても協力はしたくありません。

受注者が作成しなくてよくなった書類は、発注者が代わりに作成しないで頂きたい。

この通知文は整備局からの依頼でしょうか？

それとも事務所独自の通知文でしょうか？

■ 回答

工事完成調書については、工事書類の簡素化に向けた取り組みの中で、書類の必要性を検討し、完成図の添付資料としては削除することとしています。

なお、今回ご質問頂いた通知文については、管理上の問題から事務所独自の取り組みとして出されたものです。

今後、事務所において完成調書作成の必要性を検討して頂くように再周知したところであり、作成する場合においては、発注者が自ら作成し、受注者への負担がかからないよう指導していきます。